

○住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令お

よび学校教育法施行規則の一部改正について（学

齢簿の編製、記載事項関係）

昭四二、一〇、二文初財三九六 各都道府県教
育委員会あて 文部省初等中等教育局長通達

よう願います。

記

1 学校教育法施行令の一部改正について

(1) 学齢簿は、文部省令で定める様式により編製することとされ
ていたが、これを文部省令で定める事項を記載して編製するこ
ととしたこと（学校教育法施行令第一条第一項）。

(2) 学齢簿は、当該市町村に住所を有する者について編製するこ
ととされているが、住民基本台帳法制定の趣旨にかんがみ、こ
の編製は住民基本台帳に基づいて行なうこととしたこと（学校
教育法施行令第一条第二項、第二条後段）。

なお、住民基本台帳に記載されていない者であつても、当該
市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿
を編製すること。この場合において、教育委員会は、住民基本
台帳に脱漏または誤載があると認める旨をすみやかに当該市町
村長に通知すること（住民基本台帳法第一三条）。

(3) 学齢児童または学齢生徒等の住所地変更に伴う保護者の市町
村教育委員会への届出義務は、これを廃止することとし、学齢
児童または学齢生徒等に係る転入または転居について住民基本
台帳法による届出が市町村長に対しても行なわれたときは、市町
村長は、当該市町村の教育委員会に通知することとしたこと
(学校教育法施行令第四条)。

これらの改正の概要および留意事項は下記のとおりでありますの
で、事務処理上遺憾のないように願います。
なお、貴管下の市町村関係機関に対してこのことを通知し、今後
の学齢簿の編製等について遗漏のないよう、趣旨の徹底を図られる
（学校教育法施行令第四条）。

(4) これらの改正の施行期日は昭和四二年一一月一〇日とし、上
記(2)の改正部分については昭和四四年四月一日としたこと。

学校教育法施行規則の一部改正について

- (1) 学校教育法施行規則第三〇条を改正し、学齢簿の様式を廃止するとともに、新たに同条各号において学齢簿の記載事項を定めることとしたこと（学校教育法施行規則第三〇条）。
- (2) 学齢簿の記載事項については、従来の学齢簿の記載事項を基礎として必要的記載事項の取捨選択を行ない、これらを学齢児童または学齢生徒に関する事項、保護者に関する事項、就学する学校に関する事項、就学の督促等に関する事項および就学義務の猶予または免除に関する事項の五つの区分にまとめ、その他必要な事項についても記載することとしたこと。
- (3) 学齢簿は、統一的な簿冊で編製することが望ましいが、特定事項について必要がある場合は、便宜分冊として編製してもさしつかえないこと。
- (4) 学齢児童または学齢生徒等の就学に関し市町村教育委員会として必要な事項があれば、適宜学齢簿に記載すること。
- (5) この改正は、昭和四二年一一月一〇日から施行されること。

別添
〔略〕